

事務連絡  
令和2年7月22日

各  
都道府県  
指定都市  
中核市  
児童相談所設置市

障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

### 障害児入所施設における心理指導を担当する職員等の取扱いについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。  
今般、障害児入所施設における心理指導を担当する職員等の取扱いについて照会がありましたので、下記の通りお示しします。管内市町村等に対し、周知を図っていただく等、特段の御配慮をお願いいたします。

#### 記

Q1 主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設では「心理指導を担当する職員」の配置が求められている（※1）（※2）。

当該職員の要件は、児童福祉施設の設備運営基準（※3）に定める（福祉型障害児入所施設に置くべき）「心理指導担当職員」のように、「学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者」に限るものではないと理解してよいか。

A1 貴見のとおり取り扱われたい。基準上は、指定医療型障害児入所施設に配置すべき「心理指導を担当する職員」の要件が規定されていないことから、たとえば、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学院において心理学を専攻する研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有する者や、公認心理師法（平成27年法律第68号）に規定する公認心理師となる資格を有する者（公認心理師試験に合格して資格は有しているが、登録していない者を含む。）も当然に含むものであり、また、資格等を有していない場合であっても、心理指導を担当する場合は当該職員として認められる。

（※1）「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）  
第58条第6項

主として重症心身障害児（法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下

同じ。)を入所させる医療型障害児入所施設には、第三項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。

(※2)「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第16号)

第52条第1項

指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 (略)

二 (略)

三 心理指導を担当する職員 1以上(主として重症心身障害児(略)を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)

(※3)「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号)

第49条(福祉型障害児入所施設に置くべき職員)

14 心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

15 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

Q2 心理担当職員配置加算を算定するために置くべき心理指導担当職員の要件として、「学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること」と定められている(※4)。

当該要件と同等以上の能力を有すると認められる者として、大学院において心理学を専攻する研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有する者や、公認心理師法に規定する公認心理師となる資格を有する者(公認心理師試験に合格して資格は有しているが、登録していない者を含む。)を認めても差し支えないか。

A2 差し支えない。

(※4)「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成24年厚生労働省告示第123号)別表第1の1の注9及び第2の1の注7

(照会先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課障害児・発達障害者支援室障害児支援係

Tel : 03-5253-1111 (内線 3037、3102)

[shougaijishien@mhlw.go.jp](mailto:shougaijishien@mhlw.go.jp)